

政令番号217 チオシクラム

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他非農耕地	家庭園芸	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県		2.0E+0	4.8E+1					50.0
9	栃木県		2.0E+0	4.8E+1					50.0
10	群馬県		3.1E+0	9.7E+1					100.0
11	埼玉県		3.2E+0	1.5E+2					150.0
12	千葉県		2.6E+0	9.7E+1					100.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県		1.2E+1	1.4E+2					150.0
21	岐阜県		1.8E+1	3.2E+1					50.0
22	静岡県		6.3E+0	1.4E+2					150.0
23	愛知県		3.7E+1	4.6E+2					500.0
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県		2.3E+1	2.7E+1					50.0
30	和歌山県		2.0E+1	3.0E+1					50.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県		8.7E+0	4.1E+1					50.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県		5.0E+1	1.5E+2					200.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県		2.3E+1	2.8E+2					300.0
44	大分県								
45	宮崎県		1.2E+0	4.9E+1					50.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県			2.0E+2					200.0
	全国		2.1E+2	2.0E+3					2,200.0